

すよう、課税部門と収納部門が連携を取り合います。窓口対応に当たっているところがございます。

以上のように、様々な方法で納税者の方に税制度の周知と納税相談を促す取組を行っているところであり、今後も引き続き、納税喚起の効果的なPRに努めていきたいと考えております。

高い収納率の維持のためには、先ほど申し上げた収納対策の継続はもとより、業務の標準化、職員が替わっても変わらぬ収納対策を行っていくことが重要であると考えています。

係ごとの連日のミーティングやその都度の注意点等の話合いなど、業務マニュアルの徹底を図るとともに、課内研修による知識習得や県内や全国規模の研修会に積極的に参加いたしまして研さんを積むなど、そうしたことで収納業務に当たってまいりたいと思います。

そういったことにより、税務課職員が一丸となって、丁寧な収納対策や納付環境の秩序を図っていきながら、市民の納税意識の高さにつなげていきたいと考えているところがございます。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 課長に最後にまとめていただきました。

私は、先ほども申しましたように、毎年、決算時に市民の納税状況を質問しております。今年も差押え件数が減少し、収納率も向上しておりますので、市民に寄り添った納税相談が進められた結果と捉えております。

そして、この部分は前進と評価してもよいと考えております。

今、課長のほうから職員の研修とか、納税環境をさらに整えると、そして、PR方法などもお聞きいたしました。引き続き市民に寄り添った市税収納に努められることを求めまして、私の質問を終わります。

○竹田陽一委員長 ここで暫時休憩します。再開は午後3時とします。

午後 2時37分 休憩

午後 3時00分 再開

○竹田陽一委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

決算総括質疑を続行いたします。

### 鈴木 裕委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 順位5番、議席番号4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 お疲れさまです。本日、総括質疑5番手の清和長井の鈴木 裕です。よろしく願いいたします。

質問の内容は、令和4年度の歳入歳出決算書、ページ264、主要な施策の成果報告書110ページを基に、給食共同調理場維持管理・運営事業についての1項目について質問いたしますので、簡潔明瞭にご答弁いただきますようお願いいたします。

先ほど、内谷委員も同じ給食共同調理場のところで質問ありましたが、私の質問は、PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップという手法でもって造られた調理場ですので、お互いに…。

(「PFIだ」の声あり)

○4番 鈴木 裕委員 PFIは分かってんだけど、パブリック・プライベート・パートナーシップ、要は官と民が一緒に手をつないで、建設・運営していくという、こういう手法での長井市での初めての取組だった事業でありますので、今後ともうまくいくように願いながら、質問をさせていただきたいと思います。

この給食共同調理場を造るときの予算は、令和2年度の予算、令和2年3月の定例会に上程されまして、そのとき、私が議員になったばかりですので、非常にこの事業に関心を示しまして、当時の副市長に、PFI方式で建設するに至った経過を詳しく伺いましたところでありました。

大変よい説明でいろいろ勉強させていただいて、本市にとって、このやり方は大変いいのではないかと、経費的にも長年で見れば、少なくとも済むかもしれないというような思いでもって賛成をさせていただいたところでありました。

今日の質問ですが、給食共同調理場は、今申し上げたとおり、PFI方式で建設、運営されまして、令和3年5月から小・中学校、特別支援学校、児童センターなどへ給食提供を始めています。また、スタートのときには同時にできなかったものの、今は食物アレルギー対応の給食を提供しているわけです。

令和4年度成果報告書には、PFI方式の導入により、効率的に建設・運営、維持管理を進めることができ、安全・安心でおいしい給食を提供することができたとの報告がなされており、順調に業務が進められていることがうかがえます。

そこで、運営と維持管理及び決算の金額から、下記の6項目の質問をいたしますので、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

なお、答弁につきましては、全て給食共同調理場長にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

若干、おさらいをしてみますと、このたびの給食共同調理場のPFI方式につきましては、まず、長井市が発注する契約者、事業を行っていただく相手が、株式会社長井学校給食サービス、メインが株式会社ニッコトラスト東日本支社でありまして、要は合同企業体みたいにして、SPCと通常言うらしいんですが、設計企

業が株式会社久慈設計、建設企業が那須建設株式会社、小笠原建設株式会社、株式会社中西製作所、維持管理企業が太平ビルサービス株式会社、運営等企業が株式会社ニッコトラストということで、この7社でもって、長井学校給食サービスという会社をつくり、この会社に対しまして、長井市が15年間の給食提供を委託するということになってると思います。

当時の契約金額が、建設から含めて15年、給食共同調理場を運営していただく、その金額が約38億2,745万円、このくらいのお金でもって長井市とすれば、令和2年度に施設が18億6,400万円なんです、そのうち約11億円を一括支払いしまして、残りの7億6,400万円を15年で分割返済するという契約、それから、維持管理費は15年で5億3,188万円、運営費は15年で14億3,111万円と、こういう契約の下に、今、事業が進められ、令和4年度では2年が過ぎ去ったということであると思います。

そこで、今回の決算書の中に、具体的なそれにかかった費用が金額として掲載されているわけですが、今申し上げた三つに係る費用、PFI運営委託料が9,478万4,000円、それから、PFI維持管理委託料が3,627万4,000円、公有財産購入費が5,165万円、この公有財産は、先ほど申し上げた一括金11億円を支払って、残ったのを15年分割しての還付金という意味だと思います。こういった計算が出てくるわけです。

そこで、1番目の質問なんですが、成果報告書の中に、食器具の過不足や汚れの残り等のインシデントが少なからず発生しているとありますが、具体的に詳細を教えてくださいと思います。

まず、インシデントという言葉ですが、アクシデントだと偶発的な事故みたいな意味合いで受け取れますが、インシデントという言葉が聞き慣れないものですから、この説明もお願いしたいと思います。

それから、食器具が不足する場合は問題になるのかなとは思いますが、食器具が多いことも何か不具合があるのか、伺いたいと思います。

また、そのようなインシデント事案に対し、どのような対応を取っているのか、給食共同調理場長にお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 ご質問にありました事案につきましては、病気等の理由から、クラスの提供食数に増減がありまして、従事者の確認不足によるものでございます。事業者としましては、確認方法などのマニュアルの見直しにより改善を図っているところでございます。

また、もう一つの事案につきましては、新しい設備ではありますが、通常、手洗い、洗浄機を通しての洗浄、消毒、乾燥の手順で行っておりますが、おわんにご飯粒のかけらが残っていたことによるもので、提供する前に発見をして取り替えるなどの対応をしております。

その後、複数による二重の確認をすることで、改善を図っております。

このような事案がある場合につきましては、速報による発生日、内容、要因などの事故報告とともに、改善策の提案を求めて、その対応等について速やかに教育委員会に報告するとしております。

また、月1回開催しております事業者と行政側のモニタリングの会議においても、よりよい給食を提供するために情報共有を行いまして、インシデント、偶発的な事案のゼロを目指して、常に緊張感を持って、安心・安全な給食の提供に努力をいただいているところでございます。

また、事業者としまして、夏休みなどの休業期間に、こちらの発生防止やその対策等をテーマにした研修会を開催しております、業務改善や従事者のスキル向上などを図っている状況であります。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 そうしますと、先ほどの汚れ残りの部分であります、この汚れ残りというのは洗い直せば取れる、つまりたわしですすっても、幾らやっても取れないというような汚れではないということで確認したいんですが、答弁をお願いします。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 鈴木委員のおっしゃるとおりでございます。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 では、二つ目の質問です。

給食共同調理場は、給食の供給能力が1日当たり最大2,800食で建設されています。その内訳は小学校が6校で1,500食、中学校が2校で900食、養護学校が2校で50食であり、合計最大2,450食、幼児教育のほうは児童センターの6施設で、最大350食でありました。

毎年、子供の数が減少しておりますので、当初見込みよりは給食提供は減少しているかと思えます。令和5年3月末現在での学校給食と幼児給食の提供数は幾つになるのか、給食共同調理場長にお尋ねします。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 令和5年3月末時点における学校給食の提供数につきましては、1日平均約2,050食、年間40万2,041食となっております。この提供数につきましては、市内小・中学校及び米沢養護学校長井校、西置賜校の分の児童生徒、教職員分も含まれてございます。

続いて、幼児給食の提供数につきましては、1日平均約220食、年間4万9,506食となっております。この提供数につきましては、児童センター及びすみれ学園の園児、職員分を含んだ実績となっております。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 ただいま令和5年3月時点での給食提供数をお伺いしました。

今度、三つ目ですね、アレルギー食が、食物アレルギーの児童に対しての、児童だけじゃないんですが、食物アレルギーへの対応ということで、その給食提供もできるのが、この給食共同調理場の特徴であるわけですが、あわせて、食物アレルギー児童生徒及び幼児に対する給食提供数は幾つになるのか、まず、お尋ねしたいと。

それと併せて、今現在、どのようなアレルギーに給食が対応できているのかお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 令和5年3月末時点におきます食物アレルギー対応の必要な児童生徒数につきましては、幼児が3名、小学生7名、中学生6名となっております。

また、令和4年度におきます食物アレルギー対応食の提供数ですが、開始が令和5年1月からになってございますので、令和5年1月から3月までに、月2回ずつ、合計6回提供しております。

対象となります食物アレルギーは、乳製品と卵の2種類に対応しております。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 ただいまの説明分かりました。

そうしますと、アレルギー食、給食を提供できないときは、ご家庭からお弁当なりをご持参いただくみたいな形になるのでしょうか。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 給食の献立を作成する際に、このようなアレルギー対応の日付を先に決定させていただいております。それ以外の日につきましては、原則、乳製品、卵は使用しておりません。あくまでもこの2回において、乳製品と卵の調理がございますので、それに合った対応食を提供しているというような流れになっております。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 今のは普通の一般給食とは別に、アレルギー対応食の中での話ということで受け止めてよろしいですか。確認します。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 鈴木委員のおっしゃるとおりでございます。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 先ほど質問する際に、この給食調理場の供給能力が2,800食で計画が進められたという話をさせていただきました。それで、相手も民間企業ですので、長井市と先ほどの運営等の契約を結ぶ際、最低限何食でない、この運営の金額は成り立たない。要するに、損益分岐点的に、1日で何食ということでない、駄目だみたいな、そういうことがあると思うんですけど、経営やっていく上で。それで、先ほどのあれですと、令和5年3月で、小・中学校が2,050食、幼児が220食、平均ですね、ということで、2,270食になるんですかね、平均ね。そのようなことになると思うんですが、今ある契約は、最低何食の場合というか、そういう条件みたいのはございますか。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 先ほどの内容委員のご質問にもお答えさせていただきましたが、給食の提供できる最低限の食数は決定しておりますが、そちらの上限については決定しておりません。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 私の質問は、先ほどの受け手側の長井学校給食サービスさんが経営をやっていく上で、最低限1日何食ないと、この契約金額ではやっていけませんよというものがあつたかどうかというものをお伺いしたいんです。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 質問のほうを通告されておりましたが、お答えのほうはどうなさ

いますか。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長、  
お答えください。

○高世 潤給食共同調理場長 契約の中では、1  
日当たりの予定給食数、実施給食数については  
2,200食未満の数値とさせていただいておりま  
すが、市と事業者の協議というような契約内容  
になっております。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。

それで、四つ目の質問に入らせていただきま  
す。

新たな給食共同調理場の運営は、コロナ禍に  
スタートしました。新型コロナウイルス感染症のクラス  
ター化により、この間、何度も学校や児童セン  
ターが休校や休園となりました。

そこで、急に休校や休園になった折、事前に  
仕入れた食材等が廃棄せざるを得なかったり、  
食材の発注先の業者に急に注文のキャンセルを  
行ったりして迷惑をかけたこともあると推察す  
るのですが、現状はどうだったのか、給食共同  
調理場長にお伺いします。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 令和4年度、各  
小・中学校、児童センターにおきまして、新型  
コロナウイルス感染症の感染等により、学年・  
学級閉鎖等の確認された場合ですが、食数の変  
更ができなかった場合につきましては、各学校  
において、1人当たりの配分量を増やさせてい  
ただいたり、学校内での対応をお願いしたりし  
ております。

また、食材によって保存が可能なものにつ  
きましては、後日の献立などで使用が可能な場  
合は保存するなどの対応により、残渣のほうは  
発生しておりません。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 注文先に、業者のほうに  
注文したものを急に取り消すということで、迷

惑をかけたという事案はございませんか。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 食材、食数の変更  
につきましては、2日前まで対応可能としてお  
りますので、それ以降についても、先ほど申し  
上げましたとおり、調理の配分量を増やしたり、  
保存をするものができれば保存するなどの対応  
をさせていただきまして、残渣のほうは発生し  
ておりません。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 全然なかったような答弁  
でございましたが、ゼロではないような気がす  
るんですが、廃棄されたもの、ゼロですか。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 こちらの報告では、  
廃棄等の処分はないというような報告を受けて  
おりますので、その当時の配分量で、各学校に  
増量させていただいたり、次の献立で使用す  
るなどの対応をしているというような流れになっ  
ております。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 先ほど答弁では、2日前  
は対応できたような話なんですが、急に前日に、  
明日休校とかという、休園とかってあったよう  
な気がするんですが、そういった場合も大丈夫  
だったんですか。

○竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 はい。学校単位で  
の休校は確認されておりませんで、学級、クラ  
ス単位の確認だけでございまして、そちらのほ  
うの対応は出ておりません。

○竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 それでは、次の質問に移  
ります。

先ほども申し上げましたが、建設と運営を担  
っている特別目的会社SPC、長井学校給食サ  
ービスさんは、その構成企業ですね、契約当時  
と変わってないかだけ確認したいと思います。

給食共同調理場長、お願いいたします。

- 竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。
- 高世 潤給食共同調理場長 鈴木委員のご指摘のとおり、構成企業に変更はございません。
- 竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。
- 4番 鈴木 裕委員 六つ目、最後の質問とさせていただきます。

この学校給食サービスさんとの契約の中に、大きく分けると施設整備業務、それから、維持管理業務、運営等業務と、この三つが基本になっているわけですし、契約の中にそれぞれどういった業務をなさるとか、それから、維持管理業務ではどういう保守管理業務をその会社が担うのかとか、詳しく書いてあるわけです。

また、運營業務については調理業務、衛生管理業務、配送回収業務、洗浄業務とか、そのような、詳しく書いてあるのですけれども、ちょっと私、心配してるのは、灯油とか石油、ガソリン、油類が高騰し、また電気料も値上がりしてる現状にあります。このような状況も踏まえてなんですけれども、調理場建屋とか、その附帯設備、調理機器、食器類や運搬車両等の設備は、当然、経年劣化していくわけです。そして、先ほど申し上げましたように、契約は15年契約なので、設備の更新や修繕が必然的に行われると思います。

このときの設備の更新や修理・修繕について、長井学校給食サービスさんが行うものと本市がその都度負担するべきものに分けられるんじゃないかと思うわけですが、どのようになってるかをお伺いしたいわけです。

二、三、設備の具体的事例を挙げて説明していただくと分かりやすいんですが、その辺、給食共同調理場長に説明をお願いいたします。

- 竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。
- 高世 潤給食共同調理場長 事業者等との契約におきまして、建築物等の施設設備に係る保守管理及び修繕・更新業務につきましては、事業

者が対応することとしております。

これまで市との協議で負担が発生した、市が負担発生した案件はございません。不可抗力等によつての事案が発生した場合は、双方協議して、負担を調整するというように契約上なっておりますので、そのような形で対応したいと考えております。

- 竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。
- 4番 鈴木 裕委員 今の説明ですと、ほとんどの会社のほうが負担していくと、メンテナンスも全て負担していくということなんですが、じゃあ、こういう場合ということで、一例申し上げますので、どうなんだということを確認させていただきたいと思います。

例えば、おととい、厚生常任委員会で置賜生涯学習プラザの体育館など、修繕に必要な箇所などを見学してきたんですが、まず、例えば屋根の雨漏りがあった場合、その修繕はどうするのかとか、例えばそれからエアコンの空調が効かなくなった、建物附帯設備なんですが、そういった場合の費用負担、食器なんかは、当然、会社のほうで負担して、追加なり更新していくような気がするんですが、その辺についてお尋ねしたいと思います。二、三、事例挙げて説明いただければ結構です。

- 竹田陽一委員長 高世 潤給食共同調理場長。
- 高世 潤給食共同調理場長 これまで市の負担の発生事案がございませんで、適切かどうか分かりませんが、その発生原因によりまして、費用負担が異なると考えております。

今、鈴木委員のおっしゃる雨漏りや空調設備等は事業者負担になるものと考えております。

- 竹田陽一委員長 4番、鈴木 裕委員。
- 4番 鈴木 裕委員 まず了解しました。今までも、市が負担した修繕費用はないというようなことも了解いたしました。

それで、今後なんです。一等最初に申し上げましたように、建設手法がPFI、それから、

パブリック・プライベート・パートナーシップという考え方をもって、お互いがウィン・ウィンになるような関係で進めた事業だと思いますが、先ほど申しあげましたように、電気とか、それから、燃料費が高騰していった、こういう折、当初契約のままだと会社のほうの負担が多くなってしまうのではないかと心配があるわけですが、このような変動費に対する契約の見直しみたいな、そういったものについては、どのように考えてらっしゃるのかお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 鈴木 裕委員に申し上げます。  
質問事項からちょっと離れてる感がありますので、注意をして、もう一度質問してください。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。  
費用が、長井市とそれから企業の負担はどういったものがどうなるんだというところを確認したかったわけですが、要は燃料費が値上がりする中で、当然、燃料費等は業者さんが負担すべきものだと思いますけれども、調整費用といいますか、そういったものに対して、今後見直せる可能性があるのか、それともその契約でずっと15年間いっちゃうのかというところをお伺いしたかったです。

その都度協議という方法も当然あるかと思いますが、質問が予定された質問でないということであれば、回答は結構ですが、そこをちょっと確認したかったと。

○竹田陽一委員長 鈴木 裕委員に申し上げます。  
6番の質問の趣旨が、今後の修理とか維持とかという部分に限って質問されておりますので、もう一度変えていただいて、質問していただきたいと思いますが、なければ。

4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 質問のところについては、ご回答いただきましたので、これで質問を終わります。ありがとうございます。

## 散 会

○竹田陽一委員長 これをもって散会いたします。  
再開は11日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3時35分 散会